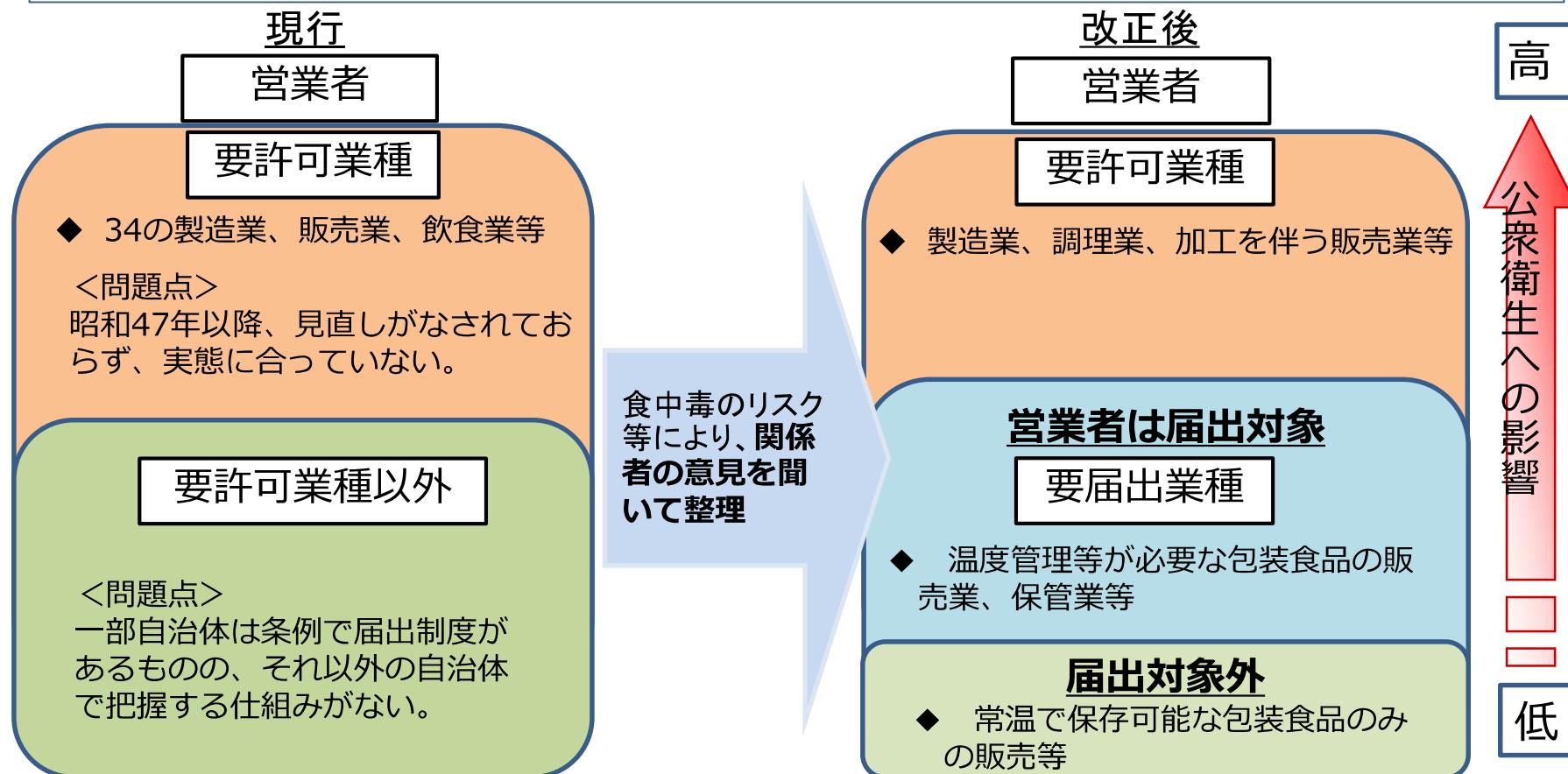


営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設

営業(者)(法第4条第7項及び第8項)

営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は含まない。営業者とは、営業を営む人又は法人。



- ※ 営業施設の基準は参酌基準として施行規則で規定し、自治体における取扱いを平準化
- ※ 施設基準は、給排水設備、冷蔵冷凍設備などの共通基準に、必要に応じて業種ごとの個別基準を設ける方針
- ※ HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴う新たな規定は設けない方針

宮業許可業種の見直し（主な変更点）

現行の34許可業種(政令)

- ① 飲食店営業
- ② 喫茶店営業
- ③ 菓子製造業
- ④ あん類製造業
- ⑤ アイスクリーム類
　　製造業
- ⑥ 乳処理業
- ⑦ 特別牛乳搾取処理業
- ⑧ 乳製品製造業
- ⑨ 集乳業
- ⑩ 乳類販売業
- ⑪ 食肉処理業
- ⑫ 食肉販売業
- ⑬ 食肉製品製造業
- ⑭ 魚介類販売業
- ⑮ 魚介類せり売営業
- ⑯ 魚肉ねり製品製造業
- ⑰ 食品の冷凍又は冷蔵業
- ⑱ 食品の放射線照射業
- ⑲ 清涼飲料水製造業
- ⑳ 乳酸菌飲料製造業
- ㉑ 氷雪製造業
- ㉒ 氷雪販売業
- ㉓ 食用油脂製造業
- ㉔ マーガリンショート
　　ニング製造業
- ㉕ みそ製造業
- ㉖ 醤油製造業
- ㉗ ソース類製造業
- ㉘ 酒類製造業
- ㉙ 豆腐製造業
- ㉚ 納豆製造業
- ㉛ めん類製造業
- ㉜ そうざい製造業
- ㉝ 缶詰又は瓶詰食品製造業
- ㉞ 添加物製造業

新設する業種

- ・ 漬物製造業※
- ・ 水産製品製造業※
- ・ 液卵製造業
- ・ 食品の小分け業

※多くの自治体が既に条例で許可業種としている。

統合し、1業種での対象食品を拡大する業種

- ・ 飲食店営業(喫茶店営業を含む)
- ・ 菓子製造業(パン製造業・あん類製造業を含む)
- ・ みそ・醤油製造業(みそ加工品・醤油加工品を含む)
- ・ 食用油脂製造業(マーガリン・ショートニング製造業を含む)
- ・ 複合型そうざい製造業※
- ・ 複合型冷凍食品製造業※

※HACCPに基づく衛生管理を前提として、菓子、そうざい、めん類等、多品目への対応可

再編する業種

- ・ 密封包装食品製造業(缶詰、瓶詰等の密封包装食品のうち、リスクの高い低酸性食品に限定して許可対象とする)

許可から届出に移行する業種

- ・ 乳類販売業
- ・ 氷雪販売業
- ・ 冷凍冷蔵倉庫業

一部の業態が許可から届出に移行する業種

- ・ 食肉販売業(包装食品のみを販売する場合)
- ・ 魚介類販売業(包装食品のみを販売する場合)
- ・ コップ式自動販売機(屋内設置等、一定の要件を満たす場合)

廃止する業種

- ・ 乳酸菌飲料製造業(乳処理業、乳製品製造業、清涼飲料水製造業の許可対応)
- ・ ソース類製造業(密封包装食品製造業又は届出の対象)
- ・ 缶詰又は瓶詰食品製造業

営業許可業種の見直し案(主な変更点)

新設する業種

- ・漬物製造業※
- ・水産製品製造業※
- ・液卵製造業
- ・食品の小分け業

※多くの自治体が既に条例で許可業種としている

統合し、1業種での対象食品を拡大する業種

- ・飲食店営業(喫茶店営業を含む)
- ・菓子製造業(パン製造業・あん類製造業を含む)
- ・みそ又はしょうゆ製造業(みそ加工品・醤油加工品を含む)
- ・食用油脂製造業(マーガリン・ショートニング製造業を含む)
- ・複合型そうざい製造業※
- ・複合型冷凍食品製造業※

※HACCPに基づく衛生管理を前提として、菓子、そうざい、めん類等、多品目への対応可

再編する業種

- ・密封包装食品製造業(缶詰、瓶詰等の密封包装食品のうち、リスクの高い低酸性食品に限定して許可対象とする)

営業許可業種の見直し案(主な変更点)

許可から届出に移行する業種

- ・乳類販売業
- ・氷雪販売業
- ・冷凍冷蔵倉庫業

一部の業態が許可から届出に移行する業種

- ・食肉販売業(包装食品のみを販売する場合)
- ・魚介類販売業(包装食品のみを販売する場合)
- ・コップ式自動販売機(屋内設置等、一定の要件を満たす場合)

廃止する業種

- ・乳酸菌飲料製造業(乳処理業、乳製品製造業、清涼飲料水製造業の許可で対応)
- ・ソース類製造業(密封包装食品製造業又は届出の対象)
- ・缶詰又は瓶詰食品製造業